

平成26年労第346号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、総務人事担当の事務員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、請求人の夫である会社代表取締役D（以下「社長」という。）及び本部長の3名で会社の打ち合わせスペースにおいて、会議を行っていたところ、突然、社長に請求人が座っていた椅子を引かれたため、椅子から滑り落ち、臀部及び腰部に痛みを感じたという（以下「本件出来事」という。）。

請求人は、本件出来事の当日は業務を続け、2日後の同月〇日、臀部のほか両手首にも痛みがあったため、Eクリニックに受診し「腰椎捻挫」と診断された。

請求人は、同月〇日にはF診療所に受診し「腰椎捻挫、臀部打撲、腰痛、右肘痛」と診断され、このほか、複数の医療機関にも受診し、通院加療を継続した。

請求人は、腰椎捻挫等の上記傷病は本件出来事が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件出来事は私的関係に基づくものであり、業務との間には相当因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件出来事により受傷したとする請求人の腰椎捻挫等の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件における請求人の主張に係る腰椎捻挫等の受傷（以下「本件受傷」という。）が労災補償の対象となるためには、本件受傷と業務との間に相当因果関係が認められなければならない。

ところで、監督署長及び審査官とも本件出来事の当初は業務の打合せであったが、途中から状況が変わって、請求人と請求人の夫である社長との間に夫婦げんかのような感情的対立が生じたため発生したものであり、私的関係に起因したものであって、請求人の挑発言動もあったことを理由に業務起因性を否定している。

当審査会としても、請求人、社長、本部長Gの申述を含め、本件の資料を精査したが、請求人の被災状況についての申述が請求人と社長及び本部長Gとでは食い違い、請求人の主張によれば、業務の打合せの途中いきなり社長が近づいて椅子から請求人を振り落としたとしているが、社長と本部長Gは、カフェの管理者についての認識の違いから、社長は「仕事をしなくてもいいから帰りなさい。」と言って打ち切ったのに対し、請求人が「あなたこそ帰りなさいよ。」と応酬して夫婦げんかとなり、社長が請求人の側に行って請求人を立たせようとしたところ、請求人がそれを振り切って座った際、椅子から落下することになったと申述しており、両者の申述は落下した経緯も自然に理解でき、信用で

きる。

したがって、請求人が椅子から落下するまでの経緯については、請求人の主張は措信できない。

- (2) また、仮に請求人が業務に起因して落下したものとしても、本件出来事当日、請求人はそのまま仕事を続けて、医療機関には受診せず、終日会社での勤務を行っていることを請求人自身が申述していることや、本件出来事当日、請求人を自宅まで車で送った本部長Gが「マンションに送って車を降りた後の請求人は、普通に歩いてマンションへ入っていきました。ですから、その時は特にけがをしたような感じには受けませんでした。」と述べていること、さらには、請求人が本件出来事の発生の日後になって受診したEクリニックH医師の意見書によれば療養内容は湿布処方であり、その1週間後に受診したF診療所I医師は、その意見書において「単純X線撮影で明らかな異常なし、投薬、リハビリテーションで症状は軽快していた。」と意見していることからして、本件受傷はあったとしても2日後には異常がなかった程度であって、軽微なものであったと認める。

したがって、本件受傷は、椅子から落下した本件出来事と医学的相当因果関係があったとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、本件受傷は本件出来事によるものであるとする請求人の主張は、本件出来事の原因が請求人と夫である社長Jとの間に生じた私的なものであるとみることが相当であって採用できず、本件受傷と業務との間に相当因果関係はないと判断する。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。